

吉富町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、吉富町町勢要覧作成業務（以下「本業務」という。）の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 本業務の概要

(1) 業務名

吉富町町勢要覧作成業務

(2) 業務内容

「吉富町町勢要覧作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 履行期間

契約の日から令和2年3月25日まで

(4) 委託上限額

金2,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の（1）～（6）に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成14年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 同種業務の制作実績を有していること。
- (6) 仕様書の内容を熟知した上で、プロポーザルに参加できること。

4. 質問に関する事項

(1) 質問方法

本要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第4号）」に必要事項を記載し、本要領13の担当課にファックスにより提出すること。電話等、ファックス以外での質問は受けない。

なお、質問は、参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受けない。

提出先：吉富町役場企画財政課 ファックス番号：0979-24-3219

(2) 質問に対する回答

参加表明書に関することについては、町ホームページ上で公開する。
企画提案書に関することについては、参加表明書を提出した事業者（以下「参加者」という。）全員に対して、随時、質問内容と回答を示した書類をファックスにて送信する。

(3) 質問受付期間等

①参加表明書に関すること

令和元年7月8日（月）から令和元年7月16日（火）午後5時00分
（最終回答は7月17日（水）午後5時00分までに行う。）

②企画提案書に関すること

令和元年7月26日（金）から令和元年8月2日（金）午後5時00分
（最終回答は8月5日（月）午後5時00分までに行う。）

※質問の回答内容は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

5. 参加表明に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領3の参加資格を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式第1号） 1部
- ②会社概要書（様式第2号） 11部
 - ・様式に示す会社概要を記載すること。
- ③業務実績調書（様式第3号） 11部
- ④法人は、履歴全部事項証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人は、代表者の身分証明書又は外国人登記原票記載事項証明書の写し 1部

(2) 提出期間

令和元年7月18日（木）～令和元年7月25日（木）午後5時00分

(3) 提出方法

吉富町企画財政課まで直接持参または郵送（必着）にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く、各日午前8時30分～午後5時00分までとする。

6. 企画提案書等の提出に関する事項

参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 企画提案書

A4版の任意の様式とする（必要に応じてA3版の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、伝えたいことを簡潔に分かりやすくまとめ、過剰な添付資料は控えること。また、企画提案書には、以下の事項を記載すること。

①業務実施体制及び作業工程表

本業務の実施にあたっての責任者、技術者の人員配置等の業務実施体制、本業務を担当する者の経歴・経験年数・関連業務の制作実績、担当者が現在請け負っている他の業務の状況等について記載すること。

本業務における工程を貴社の行う業務と町が実施すべき業務を明確に分けたうえで、一覧表にして分かりやすく示すこと。

②業務実施にあたっての基本方針

本町の現状や特性、地域性を踏まえ、本業務を実施するにあたっての全体的な基本方針について記載すること。

③デザイン案

表紙及び本文の具体的なデザイン案を示すこと。

④業務の内容

仕様書の業務内容に沿って、各業務における手法、内容、創意工夫等を具体的に提案するとともに、貴社が過去に制作した市町村勢要覧等を実際に示すなどして、貴社が提案する町勢要覧の特長や他の事業者と比べての優位点などについて記載すること。

なお、仕様書に記載がない事項についても、本業務実施にあたり本町にとって有益な提案があれば記載すること。

(2) 見積書

本業務に係る全ての経費の見積書を提出すること。

見積書の様式は任意とするが、必ず業務内容ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。なお、見積書の税込価格が本要領2の委託料の上限額の範囲内で提出することとする。

(3) 提出部数

企画提案書11部、見積書1部

(4) 提出期間

令和元年8月9日(金)から令和元年8月19日(月)午後5時00分

※郵送の場合は、令和元年8月19日(月)必着

(5) 提出方法

吉富町企画財政課まで直接持参または郵送(必着)にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く、各日午前8時30分～午後5時00分までとする。

7. 候補者の選定方法に関する事項

(1) 選定者

候補者の選定は、本町職員で構成した選定委員会において行う。

(2) 選定方法

参加者から提出された企画提案書の内容及び提案プレゼンテーションの内容について、あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価、採点し、本事業の実施にあたり最適な提案をした事業者を候補者として特定する。

(3) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、別途通知する。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加者に対して書面により通知するものとする。

なお、選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ても受け付けないこととする。

8. 評価基準(概要)

項番	評価項目	評価基準	配点
1	会社概要、業務実績	会社の事業状況、技術力、組織体制、類似業務の受注実績など	5点
2	業務実施体制	管理者技術者等及びスタッフの人員配置(経験年数、同種業務の履行実績)、業務工程	15点
3	基本方針	本業務実施にあたっての基本的な考え方	10点
4	業務内容	企画・立案能力、デザイン性、アピール性、独創性等業務全般の評価	50点
5	見積	提案価格に対する評価	10点
6	プレゼンテーション	提案の説明能力、業務への意欲・姿勢、質疑に対する応答、コミュニケーション能力	10点

9. 参加事業者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領3に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定めを反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は参加者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

11. 契約

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約を行う。

なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続を行うものとする。

12. スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書作成に関する質問期間	7月 8日(月)～ 7月16日(火)
プロポーザル参加表明書受付期間	7月18日(木)～ 7月25日(木)
企画提案書等作成に関する質問期間	7月26日(金)～ 8月 2日(金)
企画提案書の受付期間	8月 9日(金)～ 8月19日(月)
プレゼンテーション実施日	8月26日(月) ※変更の場合あり
審査結果の通知	9月上旬
契約締結	9月上旬

13. 担当課

吉富町役場 企画財政課 担当：梅林

住 所：〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1

電 話：0979-24-4071（直通）

FAX：0979-24-3219